

改正

平成27年1月16日規則第1号

狛江市大規模開発等事業構想検討会運営規則

(目的)

**第1条** この規則は、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）第48条に基づき開催される構想検討会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開催請求)

**第2条** 近隣住民又は事業者は、条例第48条第1項の規定により構想検討会の開催を請求するときは、構想検討会開催請求書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 構想検討会の開催の請求は、原則として同一人による複数回の請求は認められないものとする。

(会議)

**第3条** 構想検討会は、条例第8条のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の委員長が招集する。

2 構想検討会は、委員会の委員3名以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 構想検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(審理)

**第4条** 構想検討会は、近隣住民、事業者、市長その他の関係人又はこれらの者の代理人（以下「関係人」という。）の出席を求めて、公開による口頭審理を行うものとする。この場合において、構想検討会は、構想検討会に関係人の出席を求めるときは、あらかじめ、構想検討会出席要請書（第2号様式）により、関係人に通知するものとする。

2 構想検討会は、市民及び有識者等に対し、構想検討会において大規模開発等事業について意見を陳述し、又は情報を提供することを求めることができる。

3 近隣住民、事業者及び市長は、構想検討会の審理に協力するとともに、構想検討会において合意に至った内容を尊重しなければならない。

4 構想検討会は、次のとおり審理を行う。

(1) 事業者は、開会冒頭に事業概要について説明するものとする。

(2) 第2条第1項の規定に基づき請求をした者は、前号の説明の後、請求の理由について陳述

するものとする。

(3) 構想検討会は、論点の整理を行い、近隣住民及び事業者は、論点ごとに質疑応答を行うものとする。

5 構想検討会で審理した結果、合意に至った内容については、原則として再度審理することはできない。ただし、条例第42条の調整会にて当該内容を審理することは妨げない。

(構想検討会報告書)

**第5条** 構想検討会は、構想検討会の終了の後、構想検討会の議事の要旨、関係人の合意事項等その他必要な事項を記載した構想検討会報告書（第3号様式）を作成し、市長に提出するものとする。

(庶務)

**第6条** 構想検討会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において行う。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか構想検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**付 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**付 則**（平成27年1月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市大規模開発等事業構想検討会運営規則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

**第1号様式から第3号様式まで**（省略）

第1号様式（第2条関係）

構想検討会開催請求書

年 月 日

狛江市長

あて

住所

氏名

印

電話番号 ( )

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者氏名を記入してください。)

狛江市まちづくり条例第48条第1項の規定により、次のとおり構想検討会を開催するよう  
請求します。

事業名称	
事業場所	
請求の理由	

第2号様式（第4条関係）

構想検討会出席要請書

年 月 日

様

狛江市まちづくり委員会

狛江市まちづくり条例第48条第3項及び狛江市構想検討会運営規則第4条の規定により、  
次のとおり構想検討会への出席を要請します。

事業名称	
事業場所	
出席要請理由	
開催日時	
開催場所	
問い合わせ	

第3号様式（第5条関係）

構想検討会報告書

年 月 日

狛江市長

あて

狛江市まちづくり委員会

狛江市大規模開発等事業構想検討会運営規則第5条の規定により、次のとおり報告します。

事業名称	
事業場所	
開催日時	
開催場所	
出席委員	
出席関係人	
議事要旨	
合意事項	